

地域のアイデアで 地域を創ろう!!













『行政区活動支援事業』とは、地域の皆さ んが、地域の特色を活かした活動に要する経 費をサポートする制度です。

平成22年度からスタートしたこの制度は、 これまでに55の行政区で、のべ199の地域活 動をサポートさせていただき、町内の各行政 区で活用されています。

『自分の地域をこうしてみたい』など地域 活動のお考えがありましたら、まちづくり推 進課まで、お気軽に御相談ください。

まちづくり推進課職員も一緒に、地域づく りを考えさせていただきます!

9月1日から5月3日 令和6年2月29日 助成申請期間

<助成申請までの流れ>

- ① 行政区内で活動内容の検討
- ② 役場まちづくり推進課と相談
- ③ 助成申請書類の準備
- ④ 助成申請書類の提出

お問い合わせ・助成申込先 町役場 まちづくり推進課 協働推進係 (役場1階 総合窓口奥) 電話: 42-2112

交付金額・対象内容について

- ① 交付金の額は、1つの地域活動(事業)当たり30万円を 限度とし年1回交付します。ただし、人夫賃金・財産取得費・備 品購入費・食糧費(飲み物は、6,000円まで可)については、基 本的には認めません。
- ② 同じ事業への交付は、3年を限度とします。

地域活動の御紹介

まちづくり事業

地域安全推進事業

(新)防災事業(防災マップ作成事業)

地域内の危険個所を把握したり、高齢者の一人暮らし世帯を把握したりなど災害が発生したときに地域住民の方々でスピード感のある初期対応を行うために、地域ごとに独自の防災マップを作成します。

防災マップの作成を実施したい行政区がありましたらまず は、まちづくり推進課まで御相談下さい。



環境美化推進事業

緑化推進・花いっぱい事業

行政区内に花木を植樹し、地域内の協働意識の醸成を育む と共に、景観整備を展開しています。

建設資材支給事業

建設資材支給事業

集会所建物回り、駐車場や共有地(行政区内で不特定多数の方が利用する場所)のコンクリート舗装などを行っております。

行政区で検討している活動がありましたら、お気軽に まちづくり推進課まで御相談ください。

